

さいたま市告示第734号

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示

さいたま市収納代理金融機関（平成13年さいたま市告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	収納代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
PayPay銀行株式会社	東京都新宿区四谷1丁目6番1号	[略]	[略]	PayPay銀行株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目1番1号	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、令和7年5月19日から施行する。

出納室出納課

「告示期間の期限日（5月8日まで）」